

前文、基本理念等について

委員意見

私たちは、自分たちが暮らしている地域社会を市民自らが治める市民自治を確保するために、市民の発意と総意によって川崎市を設立して、自治運営の一部を信託しています。

私たちは、信託した市政に主体的に関わるとともに、市は市民との参加と協働により市政を推進していくことにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現されるまちの創造を目指します。

また、市は国・県との対等・協力関係に基づいた自立的運営を図り、自治体としての自立を確保します。

2004.8.6

検討すべきポイント ―再検討項目への提案―

自治基本条例検討委員会

―2 前文

私たちのまち川崎市は、巨大都市東京都と横浜市に隣接するなかで、都市圏の拡大とともに人口が増加し、先人の刻んだ歴史に学び、歴史や文化、経済などの多様な地域特性を生かしながら、今日まで歩を進めてきました。

それぞれに地域には様々な人々が住み・暮らし、私たちのまちを、より暮らしやすく、より心豊かに感じられるまちにするためには、多様な価値観を持つ市民が互いに力を合わせてこれらの地域の課題解決にむけて取り組んでいかなければなりません。

多様な立場の人々が、お互いを理解し、尊重しながら、市民、議会、市長、市の執行機関の役割と責務を明らかにし、課題解決に向けての取り組むことは「まちづくり」そのものです。

誰もが希求する世界平和の実現のためにも、真摯な「まちづくり」活動が重要です。

わたしたちは、「自分たちが住むまちのことは自分たちで決め、自分たちでやっていく。」という市民自治の基本に立脚し、自らの暮らしや活動が、世代を超えて、地球環境や世界平和に影響をおよぼすことを自覚し、地球市民として、平和で良好な環境の中、健康で文化的な生活を送ることのできるよう、持続可能な社会をつくっていきます。

だれもが愛着と誇りを持ち、こころ豊かにいきいきと暮らせる、一人ひとりの人権が尊重され、活力に満ち、互いの心が響きあう「自治のまち・川崎市」の実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定いたします。

―5 基本理念

一人ひとりの生き方・暮らし方を大切にできるまち（or 個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現されるまち）をつくるために、地域社会の課題を自ら解決していくこと及びそのしくみを「市民自治」と位置付けます。

市民は、他の地域や人々に配慮しつつ、自治する権利を持っています。

市民は、市民自治のために市政の運営を信託し、市をつくります。

市は、市民自治が確立され創造されるために（or 市民自治推進のために）市と市民が市政に関する情報を共有すること、及び主権者である市民が市政に参加する権利を保障します。

市は、地方主権の立場を堅持しつつ、市の機能をこえる事項については、国および県と協力関係のもと、市民自治の実現を図って行きます。また、市は、積極的に他の自治体と連携を図り、共通する課題の解決を図ります。

— 1 市民

市民の権利

（包括的な権利）

市民は、すべて個人として尊重され、平和で良好な環境の中で自己実現を図り、生命、自由及び幸福追求に対する権利を持ちます。

解説文案

ここでは、川崎市のこれまでの自治の営みを振り返りつつ、これからの市民自治の推進に関して必要かつ前提となる包括的な権利として、市民の個人の尊厳と個性が尊重され、平和で安心して良好な環境の中で暮らし、活動することができること（基本的人権の尊重、平和的生存権、環境権、幸福追求等の権利）を、日本国憲法の権利規定及び本市の条例や宣言等から確認します。

これまで川崎市では、環境権を規定した「環境基本条例」や「オンブズマン制度」、「人権オンブズパーソン制度」、「子どもの権利に関する条例」など人権への取組、「核兵器廃絶平和都市宣言」を軸とした平和政策の展開、「外国人市民代表者会議」などの多文化共生のまちづくりなど、様々な政策を展開してきました。

市は、そうしたこれまでの川崎市の施策等を継続するとともに、本条例の検討過程において、そうしたこれまでの川崎市の施策等の到達点と課題をあらためて確認し、市の責務として包括的権利をおかすような施策をおこなわないことを「包括的権利」として書き込むことで保障します。